

○大野城市上下水道事業運営審議会条例（平成22年12月22日条例第26号）

（設置）

第1条 大野城市上下水道事業の適正かつ効率的な運営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、大野城市上下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- （1）上下水道事業の経営計画に関する事項
- （2）水道料金及び下水道使用料に関する事項
- （3）その他市長が上下水道事業の運営上必要と認める事項

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）企業経営者
- （3）上下水道利用者
- （4）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、委員のうちから会長が任命する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（報酬等）

第7条 委員に対する報酬及び費用弁償については、大野城市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年条例第2号）の規定により支給するものとする。

（庶務）

第8条 審議会の庶務は、上下水道局企業総務課において行う。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（大野城市水道料金等審議会設置条例の廃止）

2 大野城市水道料金等審議会設置条例（昭和49年条例第24号）は、廃止する。